

KDDI 財団 2026 年度助成募集要項

外国人留学助成

~~申請書類受付期間~~

~~2025 年 8 月 1 日（金）～ 8 月 15 日（金） 17：00~~

~~（※切厳守）~~

応募書類および提出期限：7/15（火）11:00までに「募集案内に記載の
必要書類を揃えて、留学・国際交流課に提出してください

公益財団法人KDDI財団は、国際情報通信に関連した分野の助成を行うことによって、幅広い人々の国際間交流の振興を図り、世界の調和ある健全な発展に貢献することを目的として、情報通信またはこれと関連する事項をテーマとした研究に取り組む在日の外国人留学生に対し助成する。

1. 申込資格

(1) 日本以外の国籍を有する者

(日本と他国の重国籍を有する者は応募不可/対象国籍についてはp.5 <対象国籍>を参照)

(2) 在留資格「留学」を有する者

(3) 2026年4月1日現在 35才以下である者

(4) 申込時および助成期間中を通し、当財団が推薦を依頼する大学(以下、「指定校」)の修士課程または博士課程に正規学生として在籍する者(研究生、入学・編入学見込みの者は応募不可)

指定校の修士課程に在籍し、助成開始時または助成期間中に博士課程へ進学する者は、応募可。(進学後に在学証明書を提出)

助成開始時点(2026年4月)で博士課程3年在籍予定のものは学位取得を条件とする。

→「指導教授の推薦書」に学位の取得が見込まれることを必ず記述。

2. 研究内容

法律、政治、経済、社会、文化、技術の各分野において、情報通信またはこれと関連する事項をテーマとした研究に取り組んでいる者

3. 推薦

・指定校から推薦を得られた者

(6名まで可。ただし、同一国籍の学生が全応募数の半数を超えないよう調整)

・1名の指導教官につき推薦できる留学生は1名に限る。

4. 助成内容

(1) 対象人数 10名程度

(2) 開始時期 2026年4月1日

(3) 助成期間 6ヶ月または12ヶ月

(4) 助成金額 10万円(月額)

ただし、他の機関から奨学金、学費・生活費の援助を目的とする助成金、給与等を受給する者については、その援助額と当財団からの助成額の月額の合計が上記の額を超えないよう調整する。(奨学金の詳細については、申請段階で判る範囲の情報をシステムの該当欄に記述。)

***大学からの奨学金については、調整の対象外。(大学の資金であること。国、自治体等の資金により大学が支給する奨学金、研究支援金はこれに該当しない。)**

参考の為、大学からの奨学金についてもシステム該当欄に記述ください。

事務手続き

(1) 応募方法

「[助成申請システム](#)」より応募 *大学ご担当者様がシステムに入力。

(2) 提出書類

(申請時)

Ⅰ 学生

- a. 「Application Form 1」
- b. 「Application Form 2」
- c. 「指導教授の推薦書」

以上の書類を大学ご担当者様に提出。

*** 「a」は word、「b」「c」は PDF で提出。**

Ⅱ 大学ご担当者様

- ① 「a」を基に、システム入力
- ② 「b」「c」と「大学からの推薦書」(学長もしくは学部長)の PDF をシステムにアップロード

* a. 「Application Form 1」は、学生様より大学担当者様に **word** でご提出、大学担当者様がシステム入力される際の補助とする。財団への提出は不要。

* 提出いただいた書類は返却しない。

(3) 審査

- ・ 前年度に助成を受けた方の連続応募は可能であるが、評価の際に優先順位が低くなる場合がある。
- ・ 選考の際、国籍の配分に配慮する場合がある。

(4) 内定

内定は書類審査を経て、2026 年 1 月中旬～2 月初旬頃に大学窓口ご担当者へ通知する。
(審査の経過および内容についての問い合わせは受け付けない。)

(5) 決定

2026 年 3 月開催の理事会にて決定

(6) 助成金等の贈呈

贈呈の詳細については、決定通知後に通知する。

その他

(1) 報告の義務

助成金受給者には、助成終了時に研究の結果を「Final Report」としてご報告していただきます。フォーマットはシステムに掲示する。

なお、報告の義務を怠った場合、助成金を返納していただく場合があります。

(2) 助成の停止、取消等

下記事項のいずれかに該当する場合は、助成の停止または取消を行う場合があります。

また、すでに給付した助成金の全額または一部を返納していただく場合もある。

- ① やむをえない事由(病気等)により研究を継続することが困難であると認められる場合
- ② 日本国内での研究の継続が困難な場合
- ③ 虚偽の申告または記載事項の一方的な変更を行った場合
- ④ 受給者に人権侵害、環境への配慮を欠く等社会に反する行為が認められる場合
- ⑤ 受給資格を喪失した場合
- ⑥ その他当財団の助成の趣旨に反する事情がある場合

(3) 個人情報の保護と情報の開示について

個人情報については法律および当財団の内部規程に則り、適切な取り扱いを行う。

ただし、対象者の助成情報は原則として公開とし、当財団で発行する広報誌に掲載する。

(4) 当財団審査委員一覧は、[ウェブサイト](#)を参照すること。

以 上

~~【問い合わせ先】~~

~~公益財団法人KDDI財団 助成事業事務局~~

~~〒102-8460~~

~~東京都千代田区飯田橋3-10-10 ガーデンエアタワー~~

~~email: grant (at mark) kddi-foundation.or.jp~~

~~* (at mark) は@に変換してください。~~

~~*お問合せは、emailでのみ受け付けます。~~

U R L : <https://www.kddi-foundation.or.jp/>

対象国籍

・アジア地域

インド共和国、インドネシア共和国、カンボジア王国、スリランカ民主社会主義共和国、タイ王国、ネパール、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、東ティモール民主共和国、フィリピン共和国、ブータン王国、ブルネイ・ダルサマール国、ベトナム社会主義共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、モルディブ共和国、モンゴル国、ラオス人民民主共和国

・中東地域

アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、トルコ共和国、バーレーン王国、ヨルダン、レバノン共和国、パレスチナ

・太平洋州地域

キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、バヌアツ共和国、パプアニューギニア独立国、パラオ共和国、フィジー共和国、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦

・欧州地域

アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、キルギス共和国、クロアチア共和国、コソボ共和国、サンマリノ共和国、ジョージア、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、マルタ共和国、モルドバ共和国、モンテネグロ、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア

・アフリカ地域全諸国

・中南米地域全諸国

＊地域、国については[外務省ホームページ](#)に基づく情報です。